

# 滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）素案（概要）

# 滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）素案（概要）

## 第1章 改定にあたって

### ■趣旨

- ・平成元年（1989年）に入管法が改正、翌年に施行され、本県においては在留資格「定住者」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が急増
- ・平成18年（2006年）に総務省は地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知し、本県では平成19年（2007年）度に「しが多文化共生推進会議」を設置。平成22年（2010年）に多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定
- ・平成26年（2014年）以降、就労目的の東南アジア地域出身者を中心に、外国人人口が増加し、**令和5年（2023年）末には過去最高の39,366人となった。**
- ・**令和5年（2023年）に「特定技能」制度が拡充され、令和6年（2024年）には入管法等の改正により「技能実習」制度の廃止、「育成就労」制度の創設が行われたことにより、今後も就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれる。**
- ・**今後も県内人口における外国人比率は高まると考えられ、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要となる。**

### ■プランの位置づけ

「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、県民などの各主体が取り組む方向性を示す指針

### ■対象者

多文化共生社会の実現は、国籍やルーツにかかわらず、ともに生きていく地域社会の一員として皆で取り組んでいくことであるため、本プランはすべての県民を対象とする。

### ■計画期間

項目を追加し、すべての県民が対象であることを明記

**令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間**

## 第2章 改定の背景

現行プラン期間中に起こった社会経済情勢の変化を記載

### ■滋賀県の現況

- <滋賀県人口の推移> ※P3. 図1、図3 参照
- <外国人人口の推移> ※図2 参照
- <外国人労働者等の推移> ※図4 参照
- <外国人児童生徒数等の推移> ※図5 参照
- <しが外国人相談センターにおける相談等>

### ■社会経済情勢の変化

- <新型コロナウイルス感染症や自然災害から得られた教訓>  
情報伝達や医療、雇用など様々な分野で課題が浮き彫りとなった。
- <デジタル技術の進展と普及>  
AIを活用した自動翻訳アプリの普及により、多言語対応が格段に容易となった。
- <制度改正等国の動向>  
在留資格制度の改正や多文化共生に係る指針の策定等が行われた。

# 滋賀県の現況

図1 滋賀県人口の推移

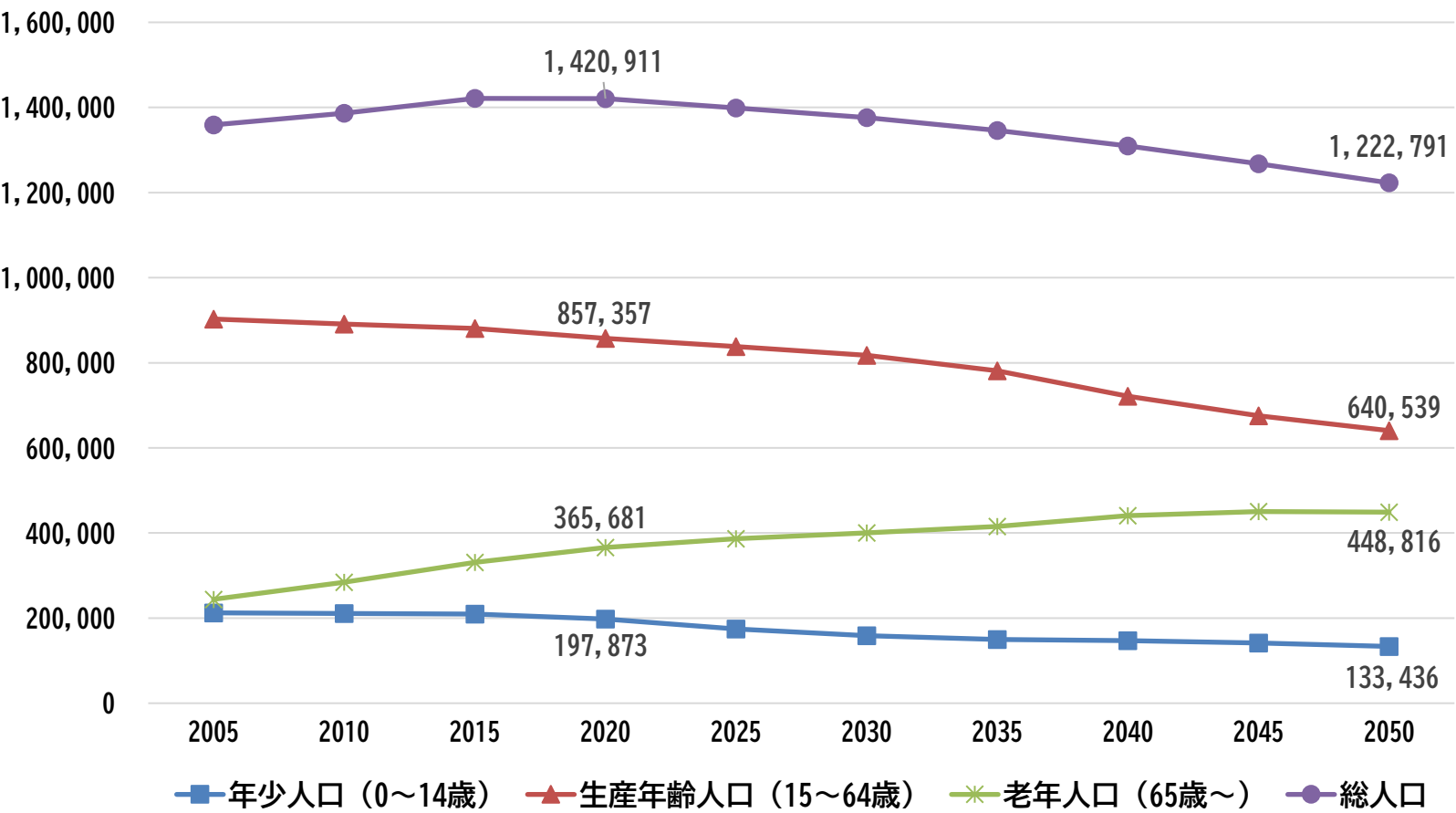


図3 日本人および外国人の1年間の人口増減数の推移

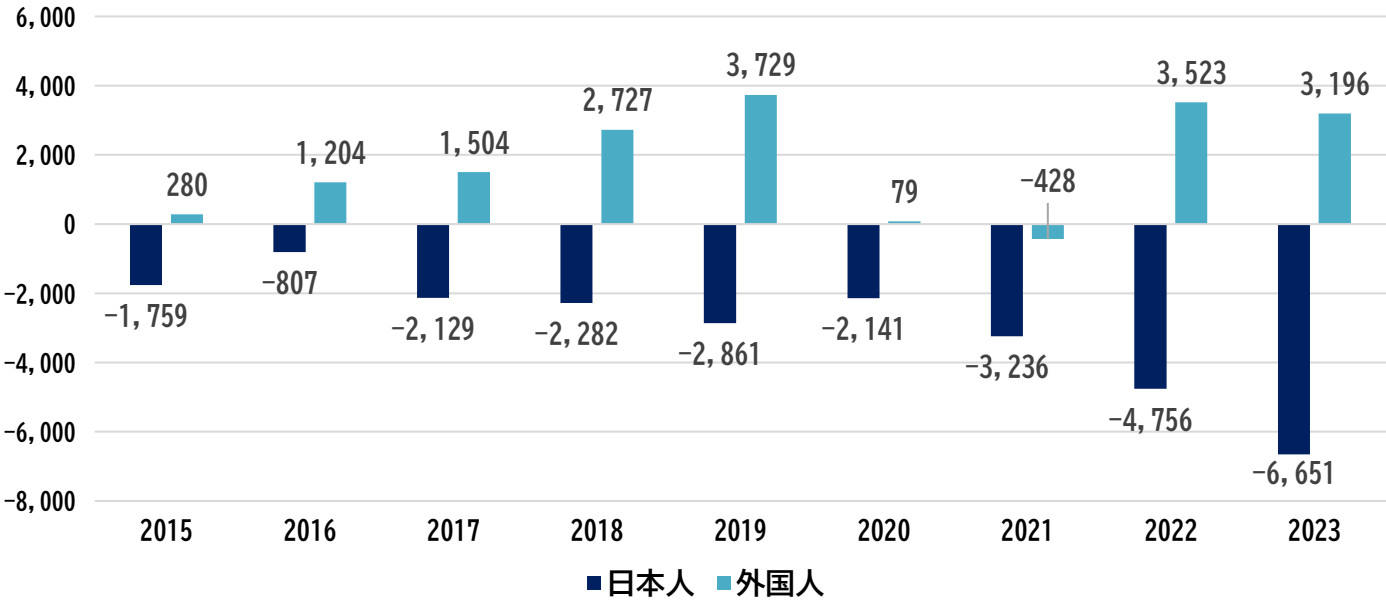


図4 外国人労働者数および外国人雇用事業者数の推移

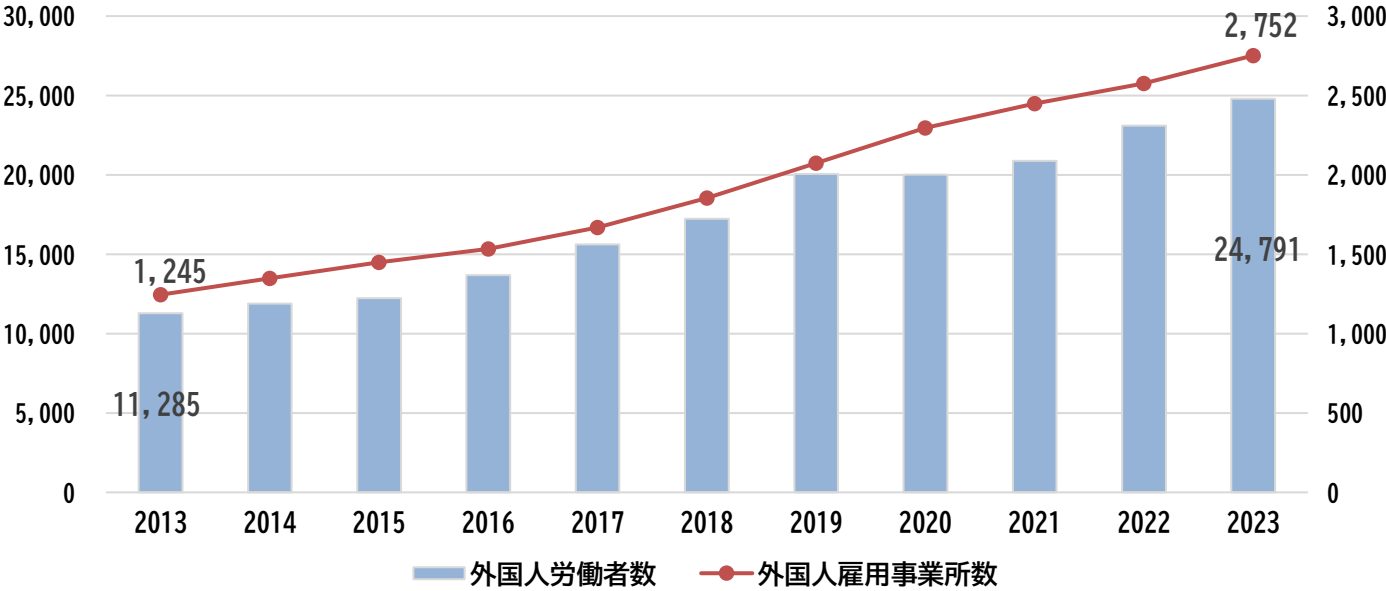


図2 国籍・地域別外国人人口の推移

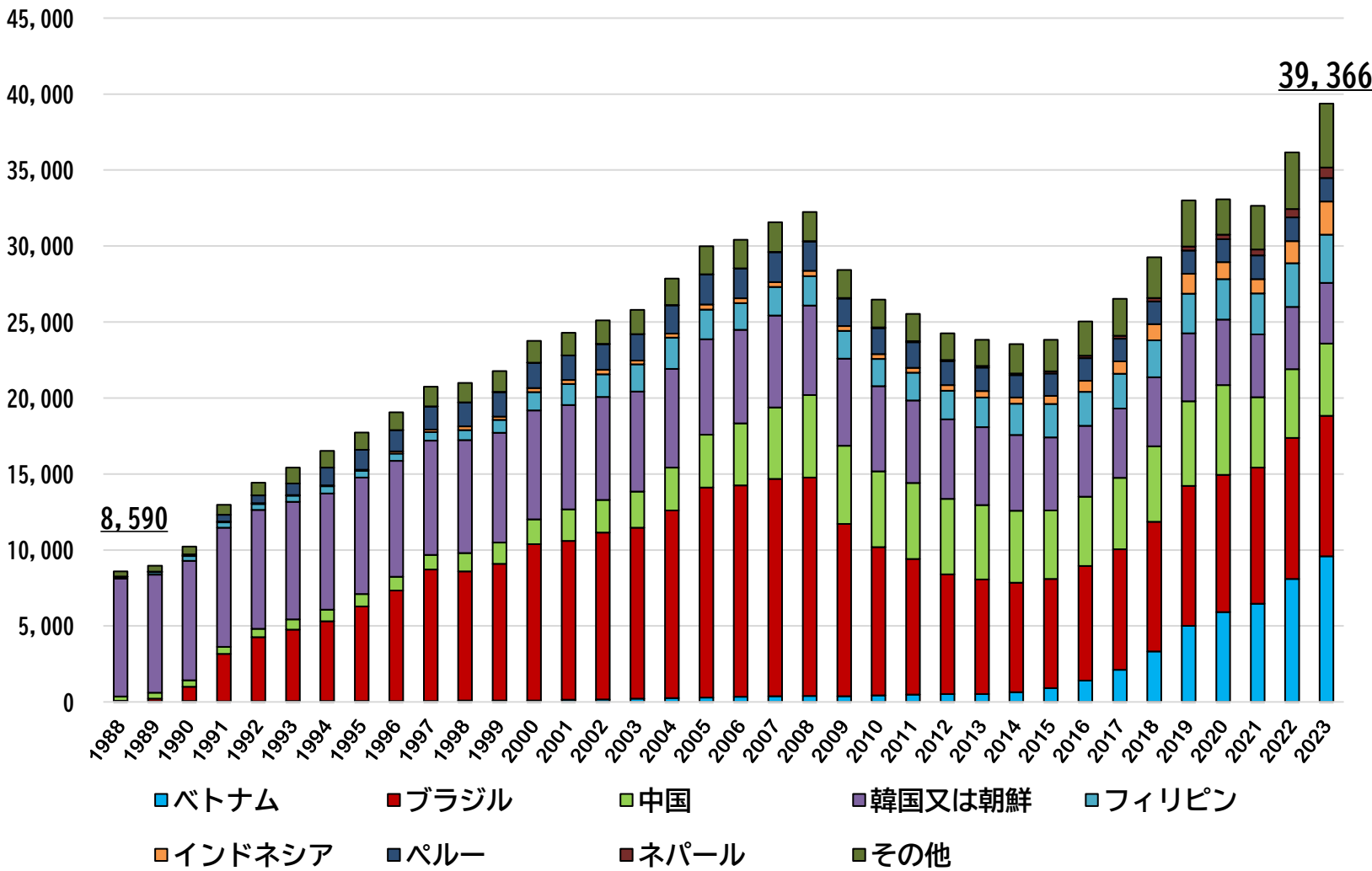
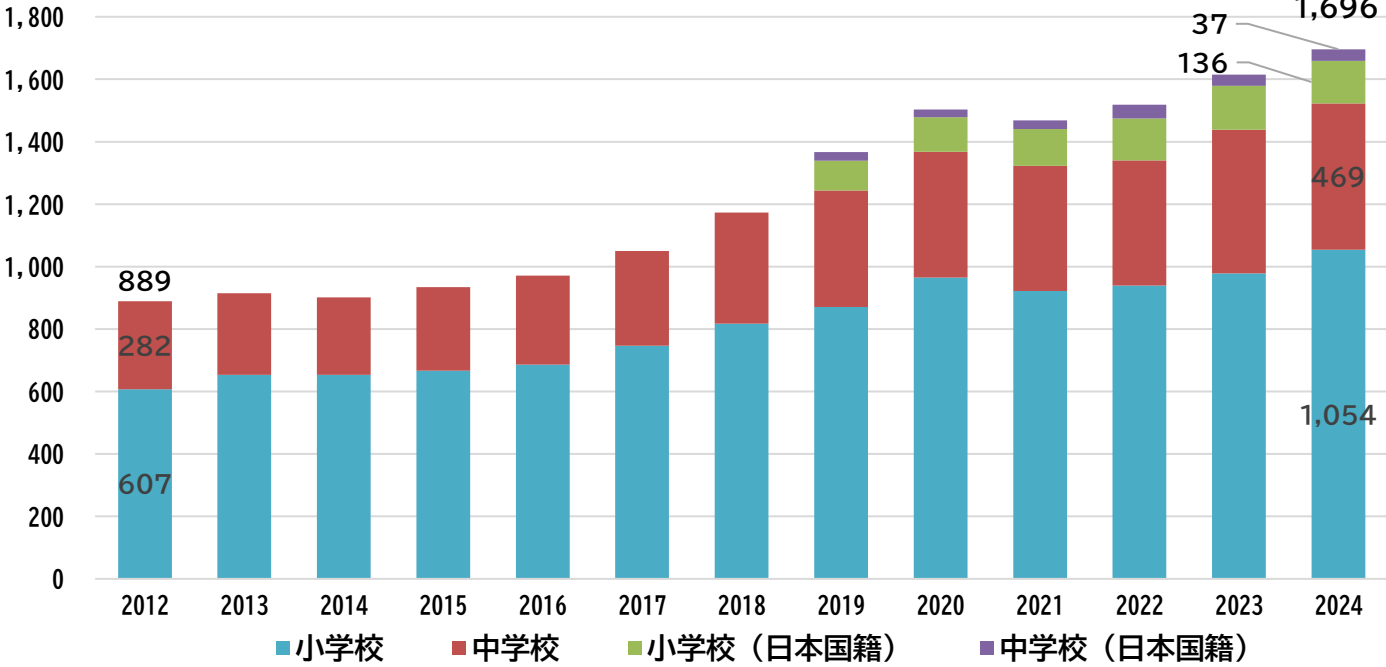


図5 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



## 第3章 これまでの取組と今後の課題

### ■これまでの主な取組

#### <コミュニケーション支援>

しが外国人相談センターの運営、地域日本語教育推進に向けた事業の実施

#### <生活支援>

外国語対応が可能な医療機関情報の提供、セーフティネット住宅登録の推進

#### <外国人材の活躍支援>

滋賀県外国人材受入サポートセンター運営、定住外国人向け職業訓練の実施

#### <教育環境の整備>

外国人児童の入学前指導の実施への補助、学習指導員等の公立学校への派遣

#### <多文化共生の地域づくり>

県民向け多文化共生講座の開催、人権啓発イベントでの周知

#### <数値指標>

13指標のうち、7指標が達成見込み。

⇒ 現行の取組は道半ば。さらに力を入れて継続していく必要がある。

### ■今後の課題

国籍や民族などの違いにかかわらず、全ての県民が同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要。

#### <多文化共生に関する県民意識の高揚>

外国人が日本社会や習慣への理解を深めるとともに、日本人に対する働きかけも必要。

#### <コミュニケーション支援の強化>

双方ともに円滑なコミュニケーションができるようスキルを高めることが必要。

#### <様々なライフステージへの対応>

外国人県民の年齢構成は幅広くなっていることから、人の一生を通じたライフステージへの対応が必要。

## 第4章 めざす多文化共生社会の姿と行動目標

### ■基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

#### <基本目標>

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。

#### <滋賀県がめざす多文化共生社会の姿>

○国籍やルーツにかかわらず、みな同じ地域で共に生き、共に支え合う関係であると意識している。

○だれにとっても分かりやすい情報が、届けたい人に伝わっている。

○デジタル技術を最大限活用して、相手の状況に合わせてコミュニケーションしている。

○外国人県民等が安心して暮らし働けることで、だれもが住みよい社会となっている。

○誰もが学ぶことができる社会が、共生社会を未来へとつないでいく。

滋賀県がめざす多文化共生の姿を行動目標につながる内容に変更

多文化共生意識の高揚を行動目標1に設定

### ■行動目標と推進イメージ

#### <5つの行動目標と10の施策の方向性>

#### 行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり

- (1) 多文化共生意識の高揚
- (2) 多様性を生かした活力ある地域づくり

#### 行動目標2 ところが通じるコミュニケーション支援

- (1) 地域における情報の多言語化
- (2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

#### 行動目標3 安心して暮らせる生活支援

- (1) 安心して暮らせる居住支援
- (2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備
- (3) 災害時への対応
- (4) 生活安全における支援の充実

#### 行動目標4 外国人材の活躍支援

- (1) 外国人材の受入れと活躍の支援

#### 行動目標5 次世代を育成する教育支援

- (1) 教育環境の整備

第5章 施策の展開

行動目標1において、新規項目を追加

■行動目標および施策の方向性ごとに、施策の方向および施策・取組を記載。

| 行動目標                                      | 施策の方向性                                 | 施策・取組                                 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|
| 1<br>多文化共<br>生意識の<br>高揚と活<br>力ある地<br>域づくり | (1) 多文化共<br>生意識の高揚                     | ① 交流の場づくり                             |
|                                           |                                        | ② 幼少期から学齢期における多文化共生意識の素地づくり <b>新規</b> |
|                                           |                                        | ③ 多文化共生の意識づくり                         |
|                                           |                                        | ④ 多文化共生意識をもった行政職員の育成                  |
|                                           | (2) 多様性を<br>生かした活力あ<br>る地域づくり          | ① 社会活動への参加促進                          |
|                                           |                                        | ② 地域で活躍する外国人県民等の情報発信                  |
|                                           |                                        | ③ 多様性を生かした地域づくり                       |
|                                           |                                        | ④ 多文化共生の担い手となる人材の育成 <b>新規</b>         |
|                                           |                                        | ⑤ 行政の国際化 <b>新規</b>                    |
|                                           |                                        |                                       |
| 2<br>こころが<br>通じるコ<br>ミュニ<br>ケーショ<br>ン支援   | (1) 地域にお<br>ける情報の多言<br>語化              | ① 多言語による行政・生活・教育情報の提供                 |
|                                           |                                        | ② 外国人県民等のための相談窓口の設置                   |
|                                           |                                        | ③ 理解しやすい情報（「やさしい日本語」など）の提供            |
|                                           |                                        | ④ さまざまな主体との連携による情報提供                  |
|                                           | (2) 日本語お<br>よび日本社会に<br>ついての学習機<br>会の提供 | ① 日本語や日本社会についての学習機会の提供                |
|                                           |                                        | ② 日本語教育人材の育成                          |
|                                           |                                        | ③ 日本語教室への支援                           |
|                                           |                                        | ④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進                |
|                                           |                                        |                                       |
|                                           |                                        |                                       |
| 3<br>安心して<br>暮らせる<br>生活支援                 | (1) 安心して暮<br>らせる居住支援                   | ① 安心して暮らせる居住支援                        |
|                                           | (2) 安心して<br>利用できる保<br>健・医療・福祉<br>体制の整備 | ① 多言語などでの社会保障等の情報提供                   |
|                                           |                                        | ② 外国人県民等の受入体制の整備                      |
|                                           |                                        | ③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供              |
|                                           |                                        | ④ 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携           |
|                                           |                                        |                                       |
|                                           |                                        |                                       |
|                                           |                                        |                                       |

| 行動目標                      | 施策の方向性                     | 施策・取組                          |
|---------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 3<br>安心して<br>暮らせる<br>生活支援 | (3) 災害時へ<br>の対応            | ① 防災知識等の普及啓発                   |
|                           |                            | ② 防災訓練の活用                      |
|                           |                            | ③ 災害時外国人支援のための人材養成             |
|                           |                            | ④ 災害時における中核的な支援拠点の設置           |
|                           |                            | ⑤ 広域的な災害支援体制の構築                |
|                           | (4) 生活安全<br>における支援の<br>充実  | ① 地域安全対策の推進                    |
|                           |                            | ② 交通安全対策の推進                    |
|                           |                            |                                |
| 4<br>外国人材<br>の活躍支<br>援    | (1) 外国人材<br>の受入れと活躍<br>の支援 | ① 外国人材にかかる支援拠点による取組            |
|                           |                            | ② 適正雇用等に向けた助言や啓発               |
|                           |                            | ③ 海外からの外国人材の受入れ支援              |
|                           |                            | ④ ハローワークや就労支援窓口における多言語対応       |
|                           |                            | ⑤ 定住する外国人県民等への職業訓練機会の提供        |
|                           |                            | ⑥ 外国人材関連施策の推進                  |
|                           |                            |                                |
| 5<br>次世代を<br>育成する<br>教育支援 | (1) 教育環境<br>の整備            | ① 外国人児童生徒等の受入体制の整備             |
|                           |                            | ② 外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備         |
|                           |                            | ③ 外国人児童生徒等の進路支援への取組            |
|                           |                            | ④ 児童生徒への国際理解教育の推進              |
|                           |                            | ⑤ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等        |
|                           |                            | ⑥ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進      |
|                           |                            | ⑦ 外国人学校への支援                    |
|                           |                            | ⑧ 夜間中学校の設置                     |
|                           |                            | ⑨ 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育・保育の充実 |

※今後庁内照会等を行い、原案にはより具体的な内容を記載する予定。

第6章 施策の推進

■各主体の役割

<県民、自治会など、市民活動団体、**県市町**国際交流協会、大学など、企業、市町、県、国>

■プランの目標設定と進行管理

指標と数値目標を記載

■推進体制

<県内の連携体制>

**県庁内での推進体制**および市町や市町国際協会等との連携体制を構築する。

<広域的な連携>

近畿圏や他府県の外国人が多く住む地域との連携を引き続き進める。